

個人情報ファイル簿（単票）

令和 8 年 7 月 1 日作成

個人情報ファイルの名称	弔慰金等支給者名簿	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	弔慰金等支給のため	
記録項目	1 受領日、2 交付通知日、3 裁定日、4 裁定通知 5 国庫債券交付通知書番号、6 請求者氏名、7 戦没者氏名、8 受付日、9 県進達日、10 申請者住所、11 行政区、12 通知住所、13 変更宛名、14 変更郵便番号、15 変更住所、16 変更電話番号	
記録範囲	戦没者遺族（弔慰金請求者）	
記録情報の収集方法	請求書、印鑑等届出書、現況等申立書、戸籍書類等	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	－	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課 総務係	
	（所在地）〒981-1592 角田市角田字大坊 4 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） →紙媒体の有無（政令第 21 条第 7 項に該当するファイル） ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備 考		